

別表六(十三)

16欄、21欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十三)

平二十四・四・一以後終了事業年度分

旧措法第42条の7第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資 種 類	3					
16欄 備 の 名 称	4					

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「平成23年12月旧措置法第42条の7第2項」

②区分番号に、「00069」

③適用額欄に、当該別表六(十三)16欄の金額(円単位)
を記載してください

法人税額の特別控除額の計算			
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	10	円	
当期税額基準額 $(10) \times \frac{20}{100}$	11		
当 取得価額の合計額 (9)の合計	12		
税 額 控 除 限 度 額 $(12) \times \frac{7}{100}$	13		
期 当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14		
分 法人税額超過構成額 (別表六(二十)「62の②」)	15		
当期分の特別控除額 (14)－(15)	16		
前 差引当期税額基準額残額 (11)－(14)	17		
期 繰越税額控除限度超過額 (33)の計	18		
繰 同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19		
越 法人税額超過構成額 (別表六(二十)「61の②」)	20		
分 当期繰越税額控除額 (19)－(20)	21		
係 (23)×(25)又は(23)×(26)			
る 差引当期税額基準額残額 (11)－(14)－(19)	28		
も 当期税額控除可能額 (27)と(28)のうち少ない金額	29		
の 法人税額超過構成額 (別表六(二十)「63の②」)	30		
当期分の特別控除額 (29)－(30)	31		
法人税額の特別控除額 (16)＋(21)＋(31)	32		

31欄

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(教育訓練費に係るもの)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「平成23年12月旧措置法第42条の7第5項」

②区分番号に、「00071」

③適用額欄に、当該別表六(十三)31欄の金額(円単位)
を記載してください

翌期繰越税額控除限度超過額の計算			
事業年度又は連結事業年度	前期繰越税額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (33)－(34)
	33	34	35
平 平			
平 平			
平 平			
計			
当 期 分	(13)		
合 計			
設 備			

21欄

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「平成23年12月旧措置法第42条の7第3項」

②区分番号に、「00070」

③適用額欄に、当該別表六(十三)21欄の金額(円単位)
を記載してください